

清代紫禁城の消防組織

堀地, 明

<https://doi.org/10.15017/4402944>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 47, pp.31-55, 2020-03-27. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :



清代紫禁城の消防組織

堀 地 明

はじめに

紫禁城は清朝の首都北京の核心的な区域であり、専制君主たる皇帝が起居し、政務を執り行う統治上の最も重要な空間である。紫禁城は現在の故宮博物院であり、護城河の筒子河と城壁の紅牆が宮殿群を外部から遮断し、午門・神武門・東華門・西華門の四門より城内に立ち入ることができる区域を指す。北京内外城の建物は粗煉瓦造りであるが、紫禁城内の建築物は木造であり、内外城に比して火災が発生しやすく、紫禁城の防火対策は極めて重要な位置を占めていた。小稿は筆者の清代北京消防組織研究の一環として、皇帝が起居し政務を執り行っていた紫禁城内における消防組織について論じるものである⁽¹⁾。

防火問題の重要性ゆえに、清代北京内外城の防火問題に比較して、紫禁城内の防火に関する研究は多い。劉宝健は紫禁城の防火器具・防火建築・防火機構について論じている。紫禁城では銅缸が三〇八口設けられ、西洋式の激桶（消火ポンプ、また機桶）が製造使用されていた。防火用水は内禁水河と井戸から取水し、防火牆と風火檐が設けられていた。遅くとも康熙年間中期に宦官からなる防火班が設けられ、宮殿内の巡邏と消火を担当したとする⁽²⁾。毛憲民は、雍正帝

が宮中消防を重視し、雍正五（一七二七）年に紫禁城に火班が組織され、防火制度を整えたとし、雍正帝の宮中消防に対する施策を高く評価する⁽³⁾。張艷麗は宮殿も含めた北京地区における嘉慶帝の消防施策を考察し、嘉慶帝が都市消防を制度化・規範化した評価する⁽⁴⁾。各朝代毎の研究は前後の時代との比較的考察がなされておらず、ややもすると歴代皇帝の施策の高評価に陥りやすく、清代を通して紫禁城の消防がどのように変遷し、歴代の消防上の課題は何であったのか、民間の消防組織との関係等については等閑視されている。

小稿では、「紫禁城内火班」（火班と略記）と称する消防組織の変遷を追跡する。紫禁城内火班に関しては、先行研究では、その存在が記述されるに止まり、組織上の問題やその変遷については決して十分に議論され分析されたとは言えない。本稿では、紫禁城内火班に関する章程の分析を通じて、火班の組織的変遷を追跡したい。通史的研究方法こそが、先行研究の限界を乗り越え、紫禁城消防組織の一班を理解することが可能である。行論の最初で紫禁城の火災発生一覽を提示し、雍正年間における火班の成立を論じる。次に嘉慶年間の火班強化策を論じる。最後に光緒一四（一八八八）年一二月の貞度門火災後の火班改革を議論する。使用する主要史料は軍機処録副奏摺と内務府檔案である。紀天斌主編『故宮消防』には、史事録要として明清期の宮殿火災・防火組織・防火設備等の文章が収められており、本研究には非常に有益である⁽⁵⁾。

一 紫禁城内の火災と紫禁城内火班の成立

「清代紫禁城火災年表」は官書と新聞より収集した火災一五件の一覽であるが、一六四四年から一九一一年までの二六七年間において、一八年に一回の割合で火災が発生している⁽⁶⁾。火災史料が網羅的な光緒―宣統年間（一八七五―一九一一）の三六六年間における、内城と外城の年間火災平均発生件数が九件であるのと比すると⁽⁷⁾、紫禁城内の火災の発生件数はかなり少ない。「清代紫禁城火災年表」より、消火活動に従事し皇帝より表彰された者は多数を数え、咸豊八（一

清代紫禁城火災年表

年 月 日	地 点	火 災 の 状 況	出 典
康熙18年12月 3 日丑時	1679 太和殿	西膳房から出火、後後門・中右門・西斜樓、正殿・東斜樓に延焼。	『康熙起居注』1-407
乾隆26年 8 月	1761 寿安宮	深夜に正殿前檐遮陽片が失火、乾隆帝は宦官の不審火を疑う。	『高宗実録』642
48年 6 月 3 日	1783 体仁閣	亥の刻に落雷により失火、翌 4 日寅刻に鎮火。	『高宗実録』1182
55年 5 月11日	1790 西華門内	值班官員の火の不始末で清茶房外果房より失火、房屋85間に延焼。	『高宗実録』1354
嘉慶 2 年10月21日	1797 乾清宮	宦官の不注意のため、乾清宮交泰殿で火災。	『嘉慶道光兩朝上諭檔』2-800
8 年閏 2 月	1803 炭庫	深夜に失火、護軍と火班が消火。	『仁宗実録』109
24年10月19日	1819 文穎館	厨房の煤爐の火の粉が廃紙に引火し失火。消火従事者69人を表彰。	『仁宗実録』363
道光 2 年 4 月	1822 御書処	値班の匠役の不注意で失火。消火従事者104人を表彰。	『宣宗実録』34
12月24日亥刻	内閣	漢標箋処の値宿者の不注意で失火、王大臣・歩軍統領衙門・内務府が消火。	『宣宗実録』47
咸豐 8 年 2 月17日	1858 順貞門内	火を戒めず失火。消火従事者702人を表彰。	『咸豐同治兩朝上諭檔』8-157
3 月	景運門内	南房屋失火。	『中国火災大典』1432
同治 8 年 6 月22日	1869 武英殿	官役の不注意のため失火、30間を延焼。消火従事者3,452人を表彰。	『穆宗実録』261
9 年 1 月17日寅刻	1870 神武門内	敬事房失火、侍衛・章京・司員が消火。	『穆宗実録』275
光緒14年12月25日 4 鼓	1889 太和門	値班の火鉢の火が風に吹かれ貞度門と庫房、太和門が燃える。王公約160人・神機營と歩軍統領衙門の兵丁・蘇拉・水会等が消火従事者として表彰される。	『申報』光緒15年 1 月14日
27年 4 月18日	1901 武英殿	雷雨により武英殿失火、歴朝の冊籍が灰燼に帰す。	『申報』光緒27年 4 月12日・28日

八五八）年の順貞門内火災では七〇二人、同治八（一八六九）年の武英殿火災では三四五二人が表彰されている。これは紫禁城で火災が発生すると、值班でない王公大臣・官僚・官兵も火災発生を知り、紫禁城へ馳せ参じ消火活動に参加したためである。同時に紫禁城内の消火活動は、駆けつけた多くの人々で非常に混雑し、時には円滑な消火活動を妨げることもなる。

明代北京の火災と消防を論じた邱仲麟によると、明代紫禁城の火

災は三五件であり、高さのある宮殿と城楼は火災が発生すると、明代の消火設備では消火は難しく、手を束ねて策なしであった^⑧。王銘珍の研究によると、明代の永樂一二（一四一四）年から崇禎末年（一六四四）までの二三〇年間に四七件の火災が発生し、五年に一件の割合であった。清代紫禁城の火災発生件数は明代に比して少ない。清代において火災が減少した要因は清朝の防火対策強化にあり、①宮殿の防火建築を改善し防火牆（防火壁）を設けたこと、②失火と放火に対する刑罰を死刑にまでの厳罰化したこと、③内禁水河の通水を管理し、水龍（消火ポンプ）と水缸を設置する等の防火施設を増設したこと、④宮中巡邏制度を強化し消防組織を設立したことの四点を挙げる。康熙帝と雍正帝は防火対策を重視し、とりわけでも雍正帝は三大殿（太和殿・中和殿・保和殿）と乾清宮・坤寧宮・東六宮・西六宮等で炊事場に近接した木造建築を琉璃瓦と琉璃煉瓦に改築して防火牆とし、その長さは少なくとも四〇〇〇メートルに達した^⑨。

皇帝が起居する紫禁城は嚴重に警備されていた。紫禁城を警守していたのは、侍衛処・護軍營・内務府三旗包衣各營・神機營であった。侍衛は上三旗（正黃・鑲黃・正白）の武芸に秀でた者より選拔され、皇帝と御前を警護し、額設数は一二六六人であった。護軍營は紫禁城の最も主要な守衛部隊であり、滿蒙八旗の若くて武芸に長けた者一万五〇〇〇人を選び、門禁を司り宮中の守備を担当した。内務府三旗包衣各營は内務府包衣護軍・驍騎・前鋒三營であり、内務府大臣が統轄した。包衣護軍は宮門の守衛を担い、その数は一二〇〇人であった。包衣驍騎の一部は三一処で值班し紫禁城を守備した。包衣前鋒營は宮中の馬を管理した。神機營は咸豐一一（一八六一）年に設けられ、滿蒙漢の精銳兵より一万人を選抜し紫禁城の守備にあたった。皇帝は宮中における唯一にして最高の主人であり、警衛諸機構を独占的に統轄するため、宮中を警護する統一的な機構を設置しなかった。警衛諸機構の大臣間には上下関係や統属関係はなく、各機構は皇帝に対してのみ責任を負い、各機構間は時には牽制しあい、一つの機構が宮中警衛の権限を独占的に掌握することとはなかった。諸警衛機構は昼夜を問わず、皇帝の起居を取りまき、内廷と外朝、午門・東華門・西華門・神武門・景運門・隆宗門を分担して警護し、雍正五年の值班者数は一二八八人であった^⑩。

紫禁城は夜間の灯火が必要不可欠であるが、康熙一八（一六七九）年一二月三日に上諭が降り、火のあるところには

必ず看守を配置して火の番をさせ、一時的に看守が不在とならないようにし、かつ内府務総管が常に巡察するように命じられた¹¹⁾。看守は宦官が任じ、火燭を管理せず看守を怠ると、首領太監は月銀四ヶ月分を支給されず、太監は重積四〇板の罰を受けた¹²⁾。

順治初年（一六四〇年代）に八旗内に消防を司る八旗火班が八処設けられた。各処の火班は滿蒙漢三旗の都統ないしは副都統一名、參領以下の官一〇人、兵八〇名から構成され、八処で計七二八名であった。火班は宿直し失火があると、都統等が半数の官兵四〇名を率いて鎮火に向かい、残りの半数は待機した。雍正八（一七三〇）年に内城での火災は旗分に応じた担当区域が定められ、東南は正藍旗と鑲白旗、西南は鑲藍旗と鑲紅旗、東北は鑲黃旗と正白旗、西北は正黃旗と正紅旗がそれぞれ担当し、皇城内は每翼二旗が担当することになった。歩軍は失火を発見すると、近くの八旗に報知した¹³⁾。

嘉慶一九（一八一四）年の御前大臣綿課等の奏摺によれば、雍正五（一七二七）年に紫禁城内において消防を担当する専門組織の紫禁城内火班が設けられた。紫禁城内火班は官兵一〇〇名からなり、激桶（消火ポンプ）を備えていた。官兵とは、言うまでもなく正規の兵士である滿洲旗人である。火班構成員の内訳は、歩軍校二・歩甲四〇・護軍八・内務府の坡甲と蘇拉四〇・鑾儀衛校尉一〇であり、各衙門よりの混成部隊であった。蘇拉とは、滿洲語の閑散を意味し、内務府の官職のない旗人で、宮中で各種の雑役に従事した¹⁴⁾。乾隆四八（一七八三）年、紫禁城内火班は辦事協尉一・歩甲六〇・鑾儀衛官一・校尉二〇名を増員し、計一八二名となり、宿直する官兵の人数を毎日乾清門内右門の侍衛班領処に届け出て、值班の侍衛と内大臣が稽査した。火災が発生すれば、総管首領太監が乾清門内右門の侍衛班領処に知らせ、火班官兵に伝達して対応することになっていた¹⁵⁾。

この雍正五年の紫禁城内火班の成立に関しては、同時代史料として雍正五年二月の旨と議覆が『欽定總管内務府現行則例』に収められている。雍正五年二月、雍正帝は外辺各処には防範火具が設置してあるが、紫禁城内はより重要な地であり、人を派遣して火燭の防範に勤めよと命じた。続いて、東華門外と西華門外には防火歩兵が配置されており、こ

の防火歩兵から熟練者を選出して紫禁城内で防火の任に充当し、どこに配置するのかについて永続的な方策を具奏するように命じた。すなわち、東華門と西華門外には防火歩兵が配置されおり、雍正帝はこの防火歩兵を紫禁城内に配置換えし、その具体的方策について臣下に覆奏を求めた⁽¹⁶⁾。

議覆によると、防火人員は一〇〇名で一班を形成する。その内訳は、歩軍より歩軍校二名と歩軍四〇名、内務府の該班（防火班）より護軍八名と坡甲人二〇名、及び蘇拉二〇名、鑾儀衛の該班（防火班）より一〇名であり、歩軍と内務府・鑾儀衛の三つの機構から構成され、一定の期間、紫禁城内火班に出仕し防火に備える⁽¹⁷⁾。ここで注目されるのは、宮廷を警備する三つの機構はそれぞれ防火班を有していたことである。『欽定總管内務府現行則例』の雍正五年の上諭と議覆には、「紫禁城内火班」という名称はないが、ここでは綿課にならない紫禁城内火班の呼称を用いる。

防火監視については、現在は慈寧宮正門で毎日防火班の司官と内管領が管轄する体制であるが、これに総管内務府大臣・護軍統領・掌鑰匙護軍参領を加えて共同で防火監視を担当させる。火災が発生し集合する際には、総管内務府大臣・領侍衛大臣・散秩大臣が防火班の司官・内管領等を統率し、太和門防火班の侍衛什長等三名は親軍二〇名を統率し火災発生地点に向かう。宮殿や宮門には防火班が設けられ、防火監視活動が展開され、火災時の消火出動に備えた。紫禁城内太和殿・中和殿・体仁閣・弘義閣・午門・景運門・隆宗門・後左門・後右門・中左門・中右門・神武門・東華門・西華門の重要な一四地点は警備継続のため護軍を火事場に派遣しない。左翼門等の二三地点の護軍は各二名、計四六名を出し、護軍統領が掌鑰匙護軍参領が四六名を帯同して火事場に向かう。各処に配備する防火器具は必要数量を製作する。防火器具の置場と防火人員の詰所は、咸安宮（内廷外西路、慈寧宮の西）前牆西の空地に二五間の板房を建築することとした。また、防火器具の受領と更換の方法を定めた。乾隆元（一七三六）年十一月、防範人員の詰所は寿康宮西牆外に移され、值宿参領の管轄に改められた⁽¹⁸⁾。

雍正五年に組織された紫禁城内火班は歩軍・内務府・鑾儀衛の三機構の防火班を基礎とし、それから人員計一〇〇名を出向させて設置され、咸安宮周辺に詰所を設けた。紫禁城内火班の設置により、防火監視と消火出動の体制が強化

されており、紫禁城内火班の設置は防火監視の一環であった。雍正五年設置の紫禁城内火班には激桶等の消火器具に関する言及が少ないが、これは火燭への監視強化が最重視され、消火器具を用いた消火活動は次要であったためと考えられる。

紫禁城は皇帝が起居し政務を執り行う重地であり、城内各門には門禁が施行され、許可された者のみが門を通過して紫禁城内に進入（進内・入内）できた。官員と武官は職位に応じて出入りする門と従者の数が決められていた。紫禁城内で働く書吏や雑役従事者（茶役・厨役・匠役等）は、内務府が発給した記名入りの腰牌を携帯しなければ、紫禁城内に出入りすることはできなかった¹⁹。紫禁城内で火災が発生すれば、駆けつけ消火や火班官兵の消火活動のために、開門と進内が問題となる。

乾隆二六（一七六一）年九月四日夜、寿安宮（内廷外西路、慈寧宮の西）で日避け用の蓆より出火し、宮殿の外で巡邏していた護軍が火を発見し急ぎ開門を求めたが、首領太監は開門せず、自分たちで鎮火しようとした。幸い発火した蓆は容易に消火できた。しかし、もしも火勢がやや強く、消火できなくなった時に、ようやく開門するのでは遅く、太監の開門しない罪は失火の罪よりも重大であった。太監は宮禁（宮門の開閉に関する禁令）が厳格なため、独断で開門しないことを口実としていた。乾隆帝は、太監は寿安宮が皇太后の生誕祝賀のために新築した宮殿あることを理解せず、宮殿内に国防や貯物はないので、失火時には開門し宮殿外の人を入れて消火活動に従事させるべきであったと認識していた。そして、今後宮内と園庭で火災が発生した時は、内務府総管が直ちに開門して外部の人を宮内に入れ消火せよ、直ちに開門しない場合、総管等を重く罰せよとの諭旨を下した²⁰。乾隆四八（一七八三）年一月八日の聖諭で、乾隆帝は内務府総管に対し、宮内で火災が発生した際には、総管が直ちに開門し、門外の王公大臣を紫禁城内に進内させて消火に従事するように命じた。また、門外にいる人を遠回りさせないように、開門は火事場から直近の門を開放して遅滞なきようにも命じている²¹。乾隆帝は火災時の開門の権限を内務府総管に与え、迅速な火災対応をはかった。

二 嘉慶年間の門禁強化と紫禁城内火班

(一) 門禁強化と嘉慶一九年火班章程

嘉慶帝の時代になると、火災発生時の門禁は厳格化された。嘉慶一〇（一八〇五）年六月、嘉慶帝は臣下が進呈した宮史続編の乾隆四八年聖旨を閲読し、火災時に内務府総官が皇帝の旨なしで開門し、紫禁城外から消火従事者を進内させる方式を「稽考なく体制に非ず」と強く批判した。嘉慶帝は、嘉慶二（一七九七）年の乾清宮火災時に、多くの人が紫禁城内に入り非常に混雑し、漢軍坡甲一名が退城せず、紫禁城内に二日間潜んでいたことを取り上げ問題視した。次いで、嘉慶帝は火災が発生した場合の開門方法を改めた。すなわち、火災発生時には、皇帝がどこの宮門を開放するか、誰に配下の者を率いて進内し鎮火させるかの旨を発し、次に内務府総管が旨に従って開門する。宮門を管理する大臣官員等は進内しようとする王公大臣に同行する官員と兵役の人数を報告させ、確認後に進内させる。これは皇帝が開門許可の権限を掌握し、紫禁城内の防衛をより強化するためであった。嘉慶帝はこの変更を總監太監に伝達するとともに、宮史に記録させ永久に遵守させるように命じている²²。

嘉慶帝の紫禁城内における門禁強化は紫禁城内火班に対しても向けられ、臣下に対して火災報知と消火出動ための進内の具体的方策の策定を面諭した。嘉慶一九（一八一四）年五月一八日に御前大臣綿課を筆頭とする一二人は連名で火班章程全五条を上奏し、火災時における火班官兵等の進内の詳細な方策を提案した。以下ではこの嘉慶一九年火班章程の第一条から第四条を取り上げて考察してゆく。

第一条は火災発生時における宮門の啓開と入内（紫禁城内への入城）についてである。火災報知時に総管太監は皇帝の旨に従い、どこの宮門を啓開するのかを值班の奏事処官に伝え、昼か夜を問わず、乾清門より侍衛班領に伝達し、侍衛班領より火班官兵に伝えて集合させ、激桶を管理する大臣官員に率いられ入内が許される。值班の前鋒統領と護軍統

領は開門する宮門で進門を稽查し、管門大臣に入内する統率者と官兵の人数を通知し、管門大臣が照合し、ようやく紫禁城内に入ることができる。出門時も入門時の人数を照合する⁽²³⁾。

この門禁解除の方策に対して、嘉慶帝は火班官兵をより迅速に入内させるため、次の修正を加えた。激桶を管理する大臣官員の到着を待ち、火班官兵が激桶を携えて進内するのでは遅いので、皇帝に何門を啓開するのかを請旨する際に、值宿（宿直）の御前侍衛と乾清門侍衛より二名を派遣し、啓開する門で激桶を携えた官兵に先行入内許可を伝え、続いて激桶を管理する大臣官員を入内させる⁽²⁴⁾。紫禁城内で火災が発生し、消火活動のために宮門を開け、火班が入内する流れは、皇帝の開門の旨―総管太監―奏事処―乾清門侍衛―御前侍衛―火班―管門大臣の入内検査―紫禁城内である。火災発生時において、紫禁城内火班は通門に関する一連の許可と手続きなしでは、紫禁城内に立ち入って鎮火活動を展開することができなかった。

特に入内時の検査は嚴重であった。火班章程の第二条と第四条は、火班兵丁等の入内時の管理を定めている。火班の兵丁は前例に従い、内務府から通行証である腰牌を発給された。さらに内務府は別の木牌に官兵の人数を記し、臨時の核対に備えなければならなかった⁽²⁵⁾。火班官兵は一八二人とやや少なく、歩軍營の八旗激桶を予備人員とし、東華門外・西華門外・神武門外に駐留させ、火班の不足を補うこととされた。八旗激桶は各旗の協副尉・歩軍校が統率し、内務府が予め発給した腰牌（各旗滿洲一〇〇、蒙古と漢軍各五〇）を用いて稽查する。各旗は官兵数を記載した木牌を備え、火災発生時に管門大臣が入内を稽查する⁽²⁶⁾。

第三条は入内する官僚の人数制限についてである。これまで、紫禁城内で火災が発生すると、滿漢文武大臣が一同に集まり入内していたが、入内者の人数が多すぎ、かえって鎮火活動を阻害した。そこで、滿洲一品と二品は奏明不要で入内させるが、滿洲三品以下と漢一品以下は入内させない。内廷の御前侍衛と乾清門侍衛の值班者は自己判断で活動せず、值班していない侍衛も入内させ、ともに鎮火に従事する。侍衛四名は啓開する宮門に留まり、入内の稽查を補佐する。歩軍統領衙門官員・左右翼翼尉・副翼尉で、消火活動に習熟している者は、職名を通知後に入内が認められ、その

他の官員は全て入内を認めない⁽²⁷⁾。嘉慶帝は火班章程を裁可し、内閣に交送するとともに、軍機大臣に火班章程を木牌に録写し宮中に掲示するように命じた⁽²⁸⁾。

嘉慶一九年には消防器具の整備も行われ、工料銀一九一一両が費やされた。内務府は内務府三旗の激桶一三〇架と紫禁城内火班の激桶八架の計一三八架の内、修理するべき激桶を一三六架と算出した。内務府と紫禁城内火班の激桶は日常的に維持管理がなされず、消火活動の実地使用に堪えなかった。また、紫禁城内の歩軍統領衙門の西洋激桶で修理すべきものは八架を数えた⁽²⁹⁾。

嘉慶一九年の紫禁城内火班章程は、嘉慶帝の門禁嚴格化を背景に火災発生時における宮門啓開の方法と火班兵丁の入内、及び王公と官僚の入内について詳細に定めた。実際に道光二（一八八二）年一二月二四日夜の午門内東側の内閣漢標箋処火災時に、汲桶に火災を伝える際、火災現場から直近の門を開放するという火班章程に従い、東華門が開けられ、さらに值宿の官員が機転を利かせて西華門も啓開された⁽³⁰⁾。

（二）嘉慶二四年火班章程と消防器具の増設

嘉慶二四（一八一九）年一〇月一九日酉刻（午前五〜七時）、紫禁城西華門内北側の文穎館で火災が発生した。和碩莊親王綿諤・托津・英和等の值宿の大臣が歩軍統領衙門司員及び兩翼翼尉とともに官兵を統率して迅速に消火にあたり、亥刻（午前九〜一時）に鎮火し、西華門内の咸安宮への延焼は防いだものの、大小房屋三二間に延焼した⁽³¹⁾。失火の原因は厨役李海元の酩酊による火の不始末であった。李海元は外城に買い物に出かけ、酩酊して紫禁城に戻ってきたが、煤爐の火の管理を怠り、火の粉が書櫃に燃え移った⁽³²⁾。火災発生時、多くの王大臣・官員は西華門外へ急行したが、内廷に值宿していた大臣は夜間のため、門禁を嚴格に守り、西華門外に集まった王公大臣を禁城内に導き入れなかった⁽³³⁾。

しかし、西華門外で多くの大臣・官員が入内できなかった理由は次のようであった。紫禁城内の門禁は值班の前鋒統領と護軍統領が責任者であり、文穎館で火災が発生した一九日に值班であった蘇沖阿は奉旨して西華門を開け、西華門

で開門を官員と兵丁に曉諭し、入内する者と阻止する者を区別するべきであった。ところが、柵欄を守備する官兵は自己判断で一人として西華門を通過させず、刀背で王公大臣と官員を殴打した。嘉慶帝は、緊急時に值班の護軍統領が現場で責任を持って禁門の出入を管理するよう指示した⁽³⁴⁾。

さらに、嘉慶帝は嘉慶二四年一〇月二日上諭において、西華門の官兵が救火機桶（消火ポンプ）さえも紫禁城内に搬入させなかったことを痛烈に批判している。紫禁城で失火があれば、定例として大小の官員は進内して鎮火するものである。今次の文頤館火災は早朝でもあり、不審者を侵入させないために、西華門で一律に進内させなかったとの意見に対して、嘉慶帝は王公大臣と官員兵丁であれば、不審者を見分けられるはずであり、一律入内させない理由にはならないし、消火に必ず必要な機桶（激桶）を搬入させなかったことは反乱と同じであると断じた。嘉慶帝は、今後火災時には鎮火後に閉門することを定例とすること、紫禁城内各処に配備された機桶は臨機応変に借用を認めることにした。また、担当大臣に紫禁城内の機桶の台数を調査し、不足があれば増設するように命じた⁽³⁵⁾。

嘉慶二四年一月七日、歩軍統領英和と總管内務府は一〇月二日上諭に対する覆奏において、再び火班章程を提案し裁可され、その全文が内府務檔案に残されている⁽³⁶⁾。嘉慶二四年火班章程は、一〇月二日上諭で下問された紫禁城内の機桶の増設に関する施策と計開全一三条からなる。計開は第一条から第七条が紫禁城内の消防に関する条項であり、第八条から第一二条は円明園の消防に関するもので、行論では円明園に関連する条項は考察の対象から除外する。

嘉慶二四年火班章程の計開第一条から第四条までは宮門の開門と進内の方法、及び進内者の掌握に関するものであり、これらは嘉慶一九年火班章程と同様である。嘉慶二四年火班章程は紫禁城内外における機桶の増設を新たに提案している。火班の備える機桶の額設数は八架、官兵数は一八二名である。火災に対応するため、火班の機桶八架に加え、内務府に八架を、歩軍統領衙門に四架を増置して合計二〇架とし、東華門外と西華門外の偏吉柵欄内大連房の二箇所に配備する。他に内務府三旗の機桶四架は坡甲人と蘇拉が毎日値宿して管理し、火災発生が報知されたら、開門し直ちに紫禁城内に搬入することとされた⁽³⁷⁾。

紫禁城内に関しては、朱旗房に宿直する坡甲人に激桶の使用を訓練させ、内務府三旗の激桶を紫禁城内に配備した。紫禁城内には三二の朱旗房があり、坡甲人一六九名と火班坡甲人二〇名が毎日値宿していた。この坡甲人一六九名より強壯な者一〇〇名を選抜し、激桶の使用訓練を施し、火災発生時に備える。内府務三旗の激桶は額設で一三〇あるが、その内一六架を配置換えする。具体的には、東華門内東北角房三間内に八架、西華門内筒子河の旧朱旗房三間内に四架を配備し、四架を章京と坡甲人に管理させ、東西値宿の副参領に使用する境界を管轄させる。火災報知時には、値宿の坡甲人は激桶を使用し、激桶を操作できる坡甲人は副参領と章京の指揮下で激桶を使用し、内務府護軍四〇名も協力する⁽³⁸⁾。紫禁城内で機桶を用いる場合は、直近の機桶を配置してある庫の官員が管門大臣に職名を申告して進内する⁽³⁹⁾。ただし、内務府の各司員は庫の管理者が多く、火災発生時に進内が必要であるが、進内者が過多となると、かえって消火活動の妨げとなるため、内務府堂郎中・堂主事等の伝令・督促・統率・警備の任のある者のみに入内を認める⁽⁴⁰⁾。

同治一〇（一八七一）年三月二十九日、軍機処は内務府と歩軍統領衙門に対して、火班官兵の值班と住宿の地点・その人数・汲桶等の消防器具の数量を問い合わせた。これに対して、内務府上三旗より編成した火班官兵は、坡甲人が内務府三旗新槍營と三旗陳倉營において輪番に值班し、造辦処南門外以西で値宿、人数は新陳両槍營に各二〇人で計二〇人、各營には汲桶四架、計八架が備置してあると回答している⁽⁴¹⁾。歩軍統領衙門所属の火班官兵は、固山達一名・歩軍校二名が官兵一〇八人を統率し、西華門内路南で住宿していた⁽⁴²⁾。

消防器具に関しては「器具清單」があり、煩瑣であるが消防器具の種類と数量を知り得るので以下に列記する。汲桶（消火ポンプ）一二架・大桶一六支・庫鎖一把・時刻牌（時計）四分・担杖鉤二二付・火籌（火たたき）四分・槓子二四根・弓鉅（のこぎり）八張・繩子一五〇条・蜈蚣梯（はしご）四架・大鉄矛七架・鉄練四架・小火鉤一六把・龍袱一二塊・蹶頭二把・鉞斧四把・大梯四架・探子一二根・刨斧（おの）一四把・大火鉤六把・大絆二四付・皮錢一二分・氷鑢一六把・毡衣一二件・柳灌一六個・杆子一二根・毡帽一二件・大灌四〇個・大火鉤二〇把・燈籠一六個・大矛繩（なわ）八根・小火鉤六把・麻塔（火たたき）三十六根・水筐籠（おけ）八個・大桶絆一〇付・鑰匙一二把・千斤四架⁽⁴³⁾であ

り、鋸・斧・縄等の破壊消火に用いる器具が多い。咸豊帝は内務府と歩軍統領衙門に対して、火班章程にのっとり、火班官兵が値宿すること、官兵数を毎日確認すること、消防器具を全て整備することを命じた⁴⁴⁾。

三 光緒一四年貞度門火災と火班改革

光緒一四（一八八九）年十二月一日夜、貞度門（太和門西側の右門）より火が上がり、火は太和門と庫坊に延焼、王大臣等は官員と弁兵を率いて消火し、火は収まった⁴⁵⁾。失火の原因は値班の武弁が居眠りをしていたところ、防寒用の火爐から火の粉が柱に移り燃え上がったためであった。慌てた弁兵は火を何とか消そうとしたものの、火は風に吹かれて太和門付近の庫房に広がった⁴⁶⁾。歩軍統領は奉旨して正陽門に人を遣わし、開門して外城の水会を消火活動に参加させた。水会は続々と紫禁城内に入り、官兵とともに消火活動にあたったが、消火は容易ではなく、鎮火して紫禁城を退城したのは十二月一日早朝であった⁴⁷⁾。清朝は消火活動に従事した外城の水会に賞銀一万両を与え、水会の首事人一人に五品から七品の頂戴を賞給した⁴⁸⁾。

火災鎮火後の光緒一四年十二月一日、光緒帝は火班の規律が弛緩し、消火器具が完備されていないので速やかに整備し、軍機大臣と総管内務府大臣は歩軍統領とともに新たな章程を協議せよとの上諭を降した⁴⁹⁾。翌光緒一五（一八八九）年正月二十九日、和碩礼親王世鐸等一人は火班章程全八条を光緒帝に上奏した。下記では、この章程を光緒一五年火班章程と称し考察を進める。

光緒一五年火班章程は火班とその他の防火組織の再編強化、及び消防器具の増設の二点から構成される。先述のように、火軍の官兵は額設一八二人（歩軍統領衙門の坡甲一〇〇・内務府護軍坡甲二〇・蘇拉二〇・鑾儀衛校尉三〇、他に官員一二）で、東西華門外大連房にそれぞれ官員二員と領催二名・坡甲と蘇拉四〇名が配置されていた。火班の兵丁は歩軍統領衙門と内務府護軍からの寄せ集めのため統一的な管理が難しく、設立以来年数を経て組織の規律は弛緩し、激

桶等の消火器具も維持管理がなされず、緊急時に消火活動を効果的に展開することは困難であった。そこで、歩軍統領衙門の兵丁一〇〇は従来と変更なく値宿させるが、内務府護軍と鑾儀衛の兵は元の所属衙門に戻す。新たに、内務府蘇拉処から年若く活力ある民役の蘇拉二〇〇名を選抜し、専門に激桶を操作する激桶兵の部隊を編成する。新編の激桶兵は二班に編制し、五日毎に交替させる。激桶兵の中から蘇拉の頭目二〇名を選び、激桶の放水口の操作を担わせ、激桶兵は毎晩激桶の操作訓練を行い、訓練終了後に激桶に水を充填して翌日に備え、激桶の操作に習熟させる⁽⁵⁰⁾。

内務府出身の火班官兵は光緒一五年五月より毎月一六日に消防器具の操作訓練を行なっていた⁽⁵¹⁾。歩軍統領衙門出身の火班官兵は光緒一五年四月末より、毎月三・六・九の付く日に汲桶（水龍）等の操作訓練を行なっていた⁽⁵²⁾。光緒一五年九月一日に内務府と歩軍統領衙門の火班官兵は、神武門外景山東沙灘において、外城水会の操演方法に基づき共同の消火訓練を行っている。沙灘での共同訓練は九月一六日にも実施されている⁽⁵³⁾。

もともと、内務府の民役の蘇拉は宮中の雑用に従事していたが、給与である錢糧は支給されていなかった。しかし、正式に激桶兵に充て分班し値宿させているので、口糧を給付し、激桶官には銀二錢、激桶兵の頭目には銀一錢五分、激桶兵には銀一錢を日給することとした⁽⁵⁴⁾。さらに、内務府総管福鋹は激桶の操作訓練と訓練用消火用水の運搬等の消防訓練や値班の任務が重いこと、米価の高騰を考慮し、火班の官兵一一四名に日給の米八合に加え、米四合の日給を追加支給するように請旨した⁽⁵⁵⁾。

火班官兵の編成を変更したため、値班地点も変更された。現行の値班地点は、歩軍統領衙門の官員と歩甲計一〇三名が武英殿前值房、内務府の坡甲と蘇拉が東西華門外大連房である。内務府官兵に代替した民役蘇拉からなる新設の激桶兵は、紫禁城内の武英殿前值房に値宿する。歩軍統領衙門の歩甲は紫禁城外の東西華門外大連房に各五〇名が値宿する。紫禁城内外の火班兵士は晩間に激桶の操練を行い、派遣先各衙門が査察し、火班大臣はこれらを統轄する⁽⁵⁶⁾。

火班官兵は出身の衙門により管理統率された。内務府蘇拉処の内管領二名と副内管領四名は、民役蘇拉より火班官兵に充当された者の管理と教練に責任を負った。歩軍統領衙門より火軍に配置された歩甲一〇〇名は歩軍統領衙門が適任

の官員四名を派遣し、管理と教練を統轄した⁽⁵⁷⁾。さらに火班全体を統轄する欽派大臣数名が新設され、各衙門出身の官員と兵丁を統轄し、官兵が教練で用いる消防器具と值班の人数を管理し、官員と兵丁の怠慢を取り締まった⁽⁵⁸⁾。火班のみが紫禁城の火災消火を担当したのではなく、午門を除く左翼門等二三箇所の護軍は火災発生時に二名、計四六名を援助出勤させる。值班の章京は内務府朱車三二処を統轄し、各処より二名、計六四名が值班驍騎校の統率下で出勤する。これらは従来からの規定に従うものである⁽⁵⁹⁾。

消火器具の増設については注目すべき変化がある。宮中で従来から使用していた激桶はやや小型であり、長年管理がなされず壊れており、その他の消火器具も揃っていなかった。そこで、民間の水会の消火器具を模範とし、頭号洋激桶四架と二号激桶四架を購入した。激桶に関しては、京師の民間義勇消防隊である水会の装備が宮中のものよりも優れており、宮中に水会の装備を導入した。激桶のほか、号衣三二〇件・長杆号灯三二枝・提杆小灯一六〇箇・催水旗八〇杆・隨上油水筐八〇副・水筐一二〇副・長短木梯各四架・長杆水筐羅八〇副・抬水筐羅八分・鉄矛八副・撓鈎二〇杆・柳罐八〇箇・鉄鋸八副・鋤頭二〇把を購入して火災に備え、内務府が倉庫を設け維持管理を担当した⁽⁶⁰⁾。また、宮中の防火用水を貯える三殿（太和殿・中和殿・保和殿）内外の吉祥缸は管理がされず、水が蓄えられていなかった。光緒一五年火班章程を定めて後、旧制に従い内圍は関防衙門が、外圍は新設の激桶処蘇拉が輪番で加水を担当し、司員が四名が五日に一度点検することになった⁽⁶¹⁾。

光緒一五年の改革により、紫禁城内火班の人数は一八二名から三〇〇名に大幅に増員され、火班の官兵は歩軍統領衙門と内務府から出向するものとなった。火班全体を統轄する火班大臣が設けられ、警衛を担当する衙門の寄せ集めの性質は改善された。また、紫禁城内火班の質も大きく変化した。従来の火班官兵は全て正規兵の旗人であったが、光緒一五年の改革により全体の三分の二は、内務府所属の民役の蘇拉、すなわち旗人ではない民間人の雑役従事者を激桶兵に充当し、火班は旗人の正規兵から民間人の専門消防隊へと質的に転換した。この変化をもたらした要因は激桶を専門に操作する消火技術の専門化にあると考えられる。旗人ではなく民役蘇拉を激桶兵に採用したのは、旗人では民間の水

会が使用する激桶の専門的な技術習得が困難であると想定されたためであろう。紫禁城内火班は宮中警備機構の一つであり、雑役仕事の民間人が宮中で雇用され、宮中警備の一端に編入された意味は非常に大きいと評せよう。

おわりに

清代紫禁城の消防組織である紫禁城内火班は雍正五（一七二七）年に設置され、歩軍・内務府・鑾儀衛の警衛三機構の滿洲旗人一〇〇名であった。設立時の紫禁城内火班は火燭を監視する防火監視を主たる任務としていた。乾隆四八（一七八三）年に紫禁城内火班は増員され一八二名となった。紫禁城内火班の官兵は紫禁城を警衛する三機構の旗人が出向するものであり、火班を統轄する専権を有する大臣も設けられず、警衛三機構に属する旗人の混合編成隊であった。紫禁城の火災消火には、宮門通行制限である門禁を解除しなければならなかった。乾隆帝は紫禁城内で火災が発生し、消火活動を行う際の門禁解除の権限を内務府総官に付与し、消火時の門禁を緩和した。嘉慶帝は、嘉慶二（一七九七）年の乾清門火災の消火で入内した漢軍坡甲一名が紫禁城内に潜行していたことを問題視し、火災時の宮門開閉の権限を自ら握り、門禁を厳格化した。

嘉慶帝の門禁厳格化により、紫禁城内火班の消火活動時の入内規則を詳細に定める必要があり、嘉慶一九（一八一四）年に火班章程が定められた。しかし、嘉慶二四（一八一九）年の寿安宮火災では門禁の解除が機能せず、再び紫禁城内火班章程が策定された。嘉慶二四年の紫禁城内火班章程は、嘉慶一九年の火班章程の門禁解除方策を再確認するとともに、消火ポンプの増設と使用細則を定めた。光緒一四（一八八九）年の貞度門火災は、紫禁城内火班の規律弛緩と統率性の低い警衛三機構の混合編成隊という、火班の組織的問題点を露呈させた。そこで、光緒一五（一八九〇）年の改革により、火班の定員が一八二名から三〇〇名に増員され、民間人の民役蘇拉に消火ポンプの専門的訓練を施し、消火機能を専門化・高度化した。また、紫禁城内火班を専管する火班大臣が設けられ、混成部隊的な性質が改善された。以上

が清代紫禁城消防組織の変遷であるが、防火以外の紫禁城の管理、特に消火活動と密接に関連する門禁に関しては不明な点も多く、今後の課題としたい。

註

- (1) 拙稿「清代北京の官治消防と火災消火活動年表」(『北九州市立大学外国語学部紀要』一四九、二〇一九)。
- (2) 劉宝健「紫禁城内清代防火設施」(中国紫禁城学会主編『中国紫禁城学会論文集』二、紫禁城出版社、二〇〇二)。
- (3) 毛憲民「雍正帝重視宮中防火措施」(『紫禁城』一九九〇一六)。
- (4) 張艷麗「嘉慶帝的消防举措」(『赤峰学院学报(漢文哲学社会科学版)』三二一八、二〇一一)。
- (5) 紀天斌主編『故宮消防』(紫禁城出版社、二〇〇五)、史事錄要、第一章「明代」、第二章「清代」、ともに金玉琢の執筆。
- (6) 官書以外に同治帝と光緒帝の帝師であった王同龢の日記にも紫禁城と皇城の火災に関する記録がある。王銘珍「翁同龢筆下の紫禁城火災」(『上海消防』二〇〇六一四) 参照。
- (7) 前掲拙稿「清代北京の官治消防と火災消火活動年表」六頁。
- (8) 邱仲麟「明代北京の火災与防火」(『淡江史学』五、一九九三) 一二一―一二七頁、一三三頁。
- (9) 王銘珍「明清皇宮火災概述」(『中国紫禁城学会論文集』五下、紫禁城出版社、二〇〇七)。
- (10) 秦国経「清代宮廷的警衛制度」(『故宮博物院院刊』一九九〇一―二) 六四―六八頁。雍正五年の值班者数は、前掲毛憲民「雍正帝重視宮中防火措施」四一頁による。
- (11) 楊一凡・田濤主編『中国珍稀法律典籍續編』(黒龍江人民出版社、二〇〇二) 第六冊清代宮廷法規六種所収、「欽定宮中現行則例」一八七頁、卷一訓諭、康熙一八年一二月三日上諭
宮内各処灯火最為緊要、凡有火之处、必著人看守、不許一時少人、總管等不時巡察。
『欽定宮中現行則例』二八一頁、卷三宮規、各処首領太監等处分則例、第四条。
- (12)

一。凡宮殿監等、有不謹慎火燭、失誤看守者、係首領罰四個月月銀、係太監重責四十板。

(13) 光緒『大清會典事例』卷六二、兵部、八旗處分則例、救火、雍正八年。

(14) 商鴻達等編『清史滿語辭典』（上海古籍出版社、一九九〇）一七七頁。

(15) 中國第一歷史檔案館藏、軍機處錄副奏摺〇三一六〇三〇五七、綿課等、嘉慶一九年五月一八日

案查紫禁城內火班、始於雍正五年、額設激桶八架、派步軍校二員・步甲四十名・護軍八名・內務府坡甲・蘇拉四十名・鑾儀衛校尉十名、共一百名、合為一班、值宿防範。嗣於乾隆四十八年、議添辦事協尉一員・步甲六十名・鑾儀衛官一員・校尉二十名、連前共官兵一百八十二員名、合為一班。每日將值宿官兵數目繕寫報單、在乾清門內右門值宿侍衛班領處投遞、由值班之領侍衛內大臣稽查。設遇緊要事件、由總管首領太監伝知乾清門內右門侍衛班領、転伝該班官兵備用、定例遵行、在案。

(16) 咸豐『欽定總管內務府現行則例』卷一添設防範火燭班房人員、雍正五年二月奉旨

外邊各處俱有防範火具、紫禁城內更屬緊要、理應特行派人防範火燭。現在東華門・西華門外派有防火步兵、即於此內熟習之人酌量派出、其人不必增加添派。再於紫禁城裏、該班人內作何分派、及派出之人俱在何處住班之處、爾等區画永遠可行之計、妥議具奏。

(17) 咸豐『欽定總管內務府現行則例』卷一添設防範火燭班房人員、雍正五年二月奉旨に対する議覆

防火人員、於步軍校步軍內、派除熟習之步軍校二員・步軍四十名。再於內府所屬該班處護軍內、派除八名、坡甲人內派除二十名、各該處該班蘇拉內派除二十名、鑾儀衛該班校尉內派除十名、共一百名、合為一班、按期派往、該班令其更換、以備防範火燭。

(18) 咸豐『欽定總管內務府現行則例』卷一添設防範火燭班房人員、雍正五年二月奉旨に対する議覆

至於專管稽查齊集之處、應令現在慈寧宮正門每日該班司官・內管領等管轄稽察、仍令該班之總管內務府大臣・護軍統領・掌鑰匙護軍參領公同稽查。如有応用齊集之處、著該班之總管內務府大臣、或領侍衛內大臣、或散秩大臣、帶領該班之司官・內管領等、太和門該班之侍衛什長等三員、帶領親軍二十名前往、除紫禁城內太和殿・中和殿・休仁閣・弘義閣・午門・景運門・隆宗門・後左門・後右門・中左門・中右門・神武門・東華門・西華門等緊要十四處看守、護軍不派外、將左翼門等二十三處、護軍每處派出二名、共派四十六名、或該班護軍統領、或掌鑰匙護軍參領帶領前往。其応用防火器具交該處、照數造給、貯放器具並防火人等該班之處、在咸安宮前牆西空地、蓋造板房二十五間、以便該班貯放器具。其咨取更換防火器具等項、俱照步軍校咨呈、都虞司転行各該處給發。乾隆元年十

一月呈准、防範人員俱移於寿康宮西牆外、其管轄交与值宿參領。

- (19) 門禁については、前掲秦國経「清代宮廷の警衛制度」六八―六九頁、郭威「清代紫禁城門禁の廢弛」(『紫禁城』二〇一七―一六)四二―一四五頁、王一樵『紫禁城裡很有事』(時報出版、二〇一七、台北)第六章「皇家宮門の混乱」参照。王一樵の著書は紫禁城内の日常生活を活写しており有益である。

- (20) 咸豐「欽定總管內務府現行則例」卷一添設防範火燭班房人員、乾隆二六年九月奉旨

九月初四日三更後、寿安宮內遮陽席片失火、外面護軍巡更看見、急喚開門。始將首領太監等驚醒、詎伊等竟不開門、自行撲救、幸是席片燒燬、易於撲救。倘火勢稍大、不能救時、始行開門、豈不遲悞。伊等不但失火有罪、其不開門之罪更大、在伊等或以宮禁嚴密、不敢擅行開門為辭、殊不思寿安宮係朕新葺、為皇太后七旬万寿慶祝之所、此內並無閑防、亦無多貯物件、既有失火之事、即應開門、放外邊人等、進內救滅、方是此時、進內救火人等、斷無敢行偷盜、慙不畏死之理。嗣後凡宮內園庭、倘遇此等意外之事、該總管等即行開門、放外邊人等、進內撲救、如不即行開門、必將該總管等從重治罪、將此旨伝諭內務府總管、一併記載。

- (21) 中国第一歴史檔案館編『嘉慶道光兩朝上諭檔』(広西師範大学出版社、二〇〇〇)第一〇冊六七七(文獻序数)、嘉慶一〇年六月九日奉旨

本日朕閱館臣所進宮史統編、內載乾隆四十八年十一月初八日欽奉皇考高宗純皇帝聖諭、伝諭總管等、嗣後宮內等处、倘遇有火燭之事、總管等即行開門、放外邊王公大臣、進內撲救。並著總管等量其相近之門開放、不可著外邊人等遠遯。如開較遠之門。未免遲滯、以後謹記。

- (22) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』第一〇冊六七七、嘉慶一〇年六月九日奉旨

仰見皇考慎重宮禁、聖慮周詳、訓諭昭垂、寔為明切。惟思宮衛森嚴之地、若忽遽之際、總管等自行開門、放人進內、漫無稽考、究非体制。嘉慶二年間、乾清宮失火時、各門洞開、人衆嘈雜、即有一漢軍披甲、在內潛藏兩日、始經查出、寔屬不成事体。嗣後万無此意外之災、但宮廷重地、不得不倍加詳慎、將來設偶遇火燭、總管候旨、啓放何門、諭令何人帶人進內撲救、該總管太監等、始遵旨放行。並著管門之大臣官員等、向進內之王公大臣等、詢問所帶官員等共若干人、至兵役人等進內時、詢問係何員管帶、人數若干、核對相符、方許放進、勿許閑人滲入。庶人衆有可稽考、而禁衛亦昭嚴肅。著將此旨伝諭總管太監等、一体欽遵、並著館臣載入宮史、用垂

久遠。

(23) 軍機處錄副奏摺○三一六○三一〇五七、綿課等、嘉慶一九年五月一八日、嘉慶一九年火班章程第一条

一。宮內遇有任用之時、總管太監遵旨啓放何門、伝知值班之奏事處官、不分晝夜、由乾清門軫伝侍衛班領、伝知該班官兵齊集、候各該管激桶之大臣官員管帶、方許進內。是日值班之前鋒統領・護軍統領、在啓放之門專司稽查、進門之時、報明管門大臣、某人帶領官幾員・兵幾名、管門大臣核對相符、方准放入、出門之時、仍照原報數目、按名放出。

(24) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』第一九冊二〇六四、嘉慶一九年五月一八日奉旨

宮內及內閣設有需用火班之時、若俟該管激桶之大臣官員到後、始管帶激桶進內、豈不遲緩。著於請旨啓放何門時、即將本日在內值宿之御前乾清門侍衛、請派二人、於啓門後、伝到激桶官兵、先行帶引入內、其該管激桶之大臣官員、隨後報明、陸續放入。

(25) 軍機處錄副奏摺○三一六○三一〇五七、綿課等、嘉慶一九年五月一八日、嘉慶一九年火班章程第二条

一。火班兵丁、向例由內務府發給腰牌、應再預設木牌一面、載明官幾員・兵幾名、以便臨時核對。

(26) 軍機處錄副奏摺○三一六○三一〇五七、綿課等、嘉慶一九年五月一八日、嘉慶一九年火班章程第四条

一。火班官兵通共一百八十二員名、人數較少、應令步軍營八旗激桶、仍照向例預備、於東華門・西華門・神武門外候信、如應行任用、責成該旗協副尉・步軍校管帶、由內務府預行發給腰牌、每旗滿洲各一百分之蒙古・漢軍各五十分、以便稽查。並每旗各備木牌、載明官幾名・兵幾名、以便任用時報明管門大臣放入。

(27) 軍機處錄副奏摺○三一六○三一〇五七、綿課等、嘉慶一九年五月一八日、嘉慶一九年火班章程第三条

一。向來滿漢文武大臣官員、俱應即時齊集、惟入內人數過多、軫致嘈雜、未必得力、應請滿洲一二品大臣到門報明、管門大臣不必奏明、俱准放入。滿洲三品以下、漢一品以下、俱不必入內。內庭行走之御前侍衛・乾清門侍衛值班者不得擅動、不值班者准其進內、一同彈壓。仍酌留四人、在啓放之門幫同稽查、其餘官員、惟步軍統領衙門官員・左右翼翼尉・副翼尉、諳練撲救者投遞職名、方准放入、其餘官員一概不准放入。

(28) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』第一九冊二〇七六、嘉慶一九年五月一八日交內閣。

(29) 中國第一歷史檔案館藏、內務府檔案、內務府呈稿○五一〇八一〇一一〇〇〇二九一〇〇二六、嘉慶一九年二月三〇日。

(30) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』二七冊二三〇九、道光二年二月二十六日內閣奉上諭。

(31) 軍機處錄副奏摺〇三一六〇五一〇五九、綿課等、嘉慶二十四年一〇月。

(32) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』二四冊一六〇二、嘉慶二十四年一〇月二一日奉旨、同上二六〇四、同日、李海元供。

(33) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』二四冊二五九〇、嘉慶二十四年一〇月二〇日內閣奉旨

維時諸王大臣官員趕至西華門外甚多、經內廷值宿大臣、因時至夜分、門禁宜嚴、未經放進、所辦亦是。

(34) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』二四冊二六一、嘉慶二十四年一〇月二二日奉旨

紫禁城內值班前鋒・護軍統領專司門禁、各門官員・兵丁皆聽其約束。一九日蘇沖阿值班、既已奉旨開西華門、身必應在西華門明白曉諭、將應放進者放進、應阻止者阻止。何至守柵官兵等自出主意、漫無區別、將王公大臣官員用刀背混打、一概攔阻、但知空手撲救、不以本任為念、太不曉事、蘇沖阿著撤回議叙、仍交部議處。嗣後倘有急要、該班之護軍統領、當親在禁門稽查出入、不得輕離職守、以專責成。

(35) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』二四冊一六〇九、嘉慶二十四年一〇月二二日內閣奉上諭

本月一九日、文顯館不戒於火、王公大臣官員等前來撲救。西華門偏吉柵欄該班官兵、一概不准放進、甚至將救火機桶一併阻止、太不曉事。禁城失火、定例大小官員俱應進內撲救、即謂時屆昏暮、稽察閑雜人等不令滯入。若王公大臣・官員兵丁、則一望而知、何得概行禁阻。至機桶為救火所必需、俱令阻於門外、豈能徒手救焚、是何肺腸、豈欲延燒呼、尤屬糊塗悖亂矣。嗣後當權其輕重、雖不可漫無稽察、亦不可一概攔阻。再是夜閉門過早、總須火熄、方准開門、著為定例。至紫禁城內所貯機桶、分隸各處、倘有急需、均應調劑備用、亦不准畫分地址、致東西不能越界。並著該管大臣查明紫禁城內額設機桶若干、如不敷用、奏明酌量增添、以昭慎重。

(36) 中国第一歷史檔案館藏、內務府檔案、內務府奏案〇五一〇七四一〇〇八、總管內務府為再行酌議火班章程奏案清冊、嘉慶二十四年一月一日。咸豐元(一八五一)年署步軍統領多羅定郡王序『金吾事例』章程二、內火班章程も同じものを収めるが、奉旨の日付が削除されている。本論では內務府奏案を用いて考察する。また、『清宮消防火班章程』(『歷史檔案』一九九〇一四)にも収める。裁可については、『嘉慶道光兩朝上諭檔』二四冊二三一〇、嘉慶二十四年一月七日奉旨で『英和等會議火班章程依議』とある。

(37) 內務府檔案、內務府奏案〇五一〇七四一〇〇八、總管內務府為再行酌議火班章程奏案清冊、嘉慶二十四年一月一七日

臣等公同悉心酌議、查火班額設機桶八架、步軍協尉一員、步軍校二員、步甲一百名、護軍八名、內務府馬甲・蘇拉四十名、鑾儀衛官一員、校尉三十名、通共官兵一百八十二員名、人數本不為少。惟備用汲桶八架、遇有急需、外間機桶一時抬運不及、難期得力、應請內府添設汲桶八架、步軍統領衙門添設機桶四架、救火器具各一分、連前機桶共二十架、遇有急需、足堪應用、仍於東華門・西華門外偏吉柵欄內大連房各安設。內務府三旗機桶四架、派撥官員、坡甲人・蘇拉常用值宿、遇有任用、開門即行放人。

- (38) 內務府檔案、內務府奏案〇五一〇七四一〇〇八、總管內務府為再行酌議火班章程奏案清冊、嘉慶二十四年二月一七日、計開第五條一。紫禁城內向有朱旗房三十二處、每日值宿、內務府驍騎校副參領二員・章京領催十員名・坡甲人一百六十九名・火班坡甲人二十名。此坡甲人、向於三旗新陳槍營內、挾其技藝嫺熟者派撥。臣等現已飭令該管該參領、於下班之日、挾其力尤為強壯者一百名、操演技藝之暇、演習機桶。再於內務府三旗額設機桶一百三十架內、挾其妥固整齊者八架、添設於東華門內東北角間房三間內、四架添設於西華門內筒子河旧有朱旗房三間內、四架派撥章京・坡甲人看守、仍責成東西值宿之副參領分界管轄。倘有輒用之時、按進班坡甲人分撥一半、在原該班處所看守。其余會使機桶之坡甲人等令該管副參領・該班章京帶往應用、並令嘉慶十八年添設進班之內務府護軍四十名一体襄事。

- (39) 內務府檔案、內務府奏案〇五一〇七四一〇〇八、總管內務府為再行酌議火班章程奏案清冊、嘉慶二十四年二月一七日、計開第八條一。紫禁城內倘有任用機桶之事、距各庫切近者、應令各庫官員・司庫報明管門大臣、投遞職名進內、在本處看守防範。

- (40) 內務府檔案、內務府奏案〇五一〇七四一〇〇八、總管內務府為再行酌議火班章程奏案清冊、嘉慶二十四年二月一七日、計開第七條一。紫禁城內內務府各司各庫所轄處所較多、均有責守、必須令該管司員等進內、方無貽誤。若一概准其進內、未免人數衆多、除內務府堂郎中・堂主事・堂筆帖式・都虞司官員・驍騎校官員・內管領・副內管領・番役・道上蘇拉等、各有應行伝喚督催統率防範之責、准其在啓放之門投遞職名放進外、其余各處官員筆帖式等一概不准放入。

- (41) 國立故宮博物院藏、軍機處奏摺錄副(軍機處摺件)一〇六九〇九、總管內務府、同治一〇年四月一日。また、中国第一歴史檔案館編『咸豐同治兩朝上諭檔』(広西師範大学出版社、一九九八)二一冊二二五(文獻序数)、扈總管內務府咨称。

- (42) 軍機處奏摺錄副奏摺一〇六九二八、步軍統領衙門為片覆事、同治一〇年四月一日。また『咸豐同治兩朝上諭檔』二一冊二二六、扈步軍統領衙門府咨称。

(43) 軍機処録副奏摺一〇六九五二、照繕步軍統領衙門咨開器具清單、同治年間。また『咸豐同治兩朝上諭檔』二一冊二二七、同治一〇年。

(44) 『咸豐同治兩朝上諭檔』二二冊二二八、交內務府・步軍統領衙門・軍機大臣面奉諭旨、同治一〇年四月三日。

(45) 中国第一歴史檔案館編『光緒宣統兩朝上諭檔』(広西師範大学出版社、一九九六)第一四冊一三五六(文獻序数)、光緒一四年一月一七日内閣奉上諭。李鵬年「貞度門失火案」(『故宮博物院院刊』一九八二・一〇)。

(46) 『申報』光緒一五年一月三日、京師紀事。

(47) 『申報』光緒一五年一月四日、茶庫飛災、及び統述太和門火災事。

(48) 『光緒宣統兩朝上諭檔』第二四冊一三九一、光緒一四年二月二二日、交步軍統領衙門本日軍機大臣面奉諭旨。

(49) 『光緒宣統兩朝上諭檔』第一四冊一三六二、光緒一四年二月一七日、交內務府・步軍統領衙門本日軍機大臣面奉諭旨。

(50) 『光緒宣統兩朝上諭檔』第二五冊一三九、和碩礼親王世鐸等、光緒一五年正月二九日、光緒一五年火班章程第一條

一。火班官兵宜統歸一項、以專責成也。查現行章程、禁城內、每日步軍統領衙門官三員、步甲一百名、內務府護軍八名、坡甲・蘇拉各二十名、鑾儀衛官一員、校尉三十名、共一百八十二員名、東西華門外大連房、設官二員、領催二名、坡甲・蘇拉各四十名。查此項兵丁集湊而成、漫無統屬、分歷各處、稽查難週、遂至奉行日久、盡成具文、且一切激桶器具、年久失修、亦多不堪適用、遇有緊急、難期得力。今擬稍為變通辦法、將火班兵丁、除步軍兵丁一百名、仍照旧值班外、其餘護軍營・鑾儀衛各處湊集之兵、令其均歸原處當差、專由內務府蘇拉處、挑選年力精壯民役蘇拉二百名、充當激桶兵之差、不派別項差使、分為兩班、五日一換。另選蘇拉頭目二十名、充當激桶嘴子之差、隨班更替、每日晚間演習一次、演畢將激桶全行添水、以備次日激打、如此逐日演練、自能日久熟習。

(51) 『申報』光緒一五年五月四日、御園午景。

(52) 『申報』光緒一五年五月一三日、瀛洲淑景。

(53) 九月一日は『申報』光緒一五年八月七日、燕京雜紀により、九月一六日は『申報』光緒一五年九月一八日、皇都鯉信による。

(54) 『光緒宣統兩朝上諭檔』第二五冊一三九、和碩礼親王世鐸等、光緒一五年正月二九日、光緒一五年火班章程第四條

一。新設激桶官兵宜酌量籌給口分也。新設民役蘇拉本無錢糧、今既派充激桶兵丁、責以逐日演習、分班住宿、自應優給口糧、以資津

貼。今擬將激桶官每名日給口分銀二錢、激桶兵頭目每名日給口分銀一錢五分、激桶兵每名日給口分銀一錢、均照本日該班官兵之人数開放。

(55) 內務府檔案、內務府奏案○五——○九七——○六九、總管內務府福銀、光緒一五年一〇月三〇日

現查自立班後、該官兵等均在年力強壯、每日演習激打練準、及担運筐水、用力居多、似較別項值班差使、勞逸不同。現值米價低昂無定、該官兵等令星購買、其餉尤昂、實屬不敷食用。臣等欽奉諭旨、認真整頓、當此設立之初、不敢不斟酌盡善、摺奏陳明、惟有仰懇恩施、將該官兵一百十四員名、除每日各給米八合外、擬再加添四合、以足兵食。

(56) 『光緒宣統兩朝上諭檔』第二五冊一三九、和碩禮親王世鐸等、光緒一五年正月二九日、光緒一五年火班章程第三條

一。值班處所擬稍為更換也。查步軍統領衙門原設官三員·步甲一百名、在武英殿前值房住宿、內務府坡甲·蘇拉等在東西華門外大連房內分設。現今內務府之兵、既改為專用蘇拉一項、自應宜在禁城以內值宿、步甲由外統轄、自應在禁城以外值宿。今擬將武英殿前值房、改為新設之內務府激桶兵住班之所、其步軍營步甲一百名移於東西華門外大連房、各分五十名、東西住宿。城內之兵逐日晚間在內演習、城外之兵逐日晚間在外演習、均歸派出之稽查、火班大臣統轄調遣、以專責成。

(57) 『光緒宣統兩朝上諭檔』第二五冊一三九、和碩禮親王世鐸等、光緒一五年正月二九日、光緒一五年火班章程第五條

一。內外兵丁宜各派妥員管轄也。查內務府激桶兵既專用蘇拉充當、自應仍派蘇拉處之內管領管轄。今擬揀派閑防衙門差務熟習之內管領二員·副內管領四員、亦籌給口分、輪流值班、新設激桶兵丁責其管轄教練。其步軍統領衙門步甲一百名、亦由步軍統領衙門揀派妥實地面官四員、亦籌給口分、輪流值班、步甲激桶兵丁責其管轄教練。

(58) 『光緒宣統兩朝上諭檔』第二五冊一三九、和碩禮親王世鐸等、光緒一五年正月二九日、光緒一五年火班章程第六條

一。新設激桶兵宜請簡派大臣統率也。查向章火班官兵、並無大臣專管、一切動情漫無考覈。今既專立處所、擬請欽派大臣數員作為專管、各該處官員兵丁均歸其統轄、每日督飭該官兵演習器具、並稽查值班人數、官員如有疏懈、由該大臣奏參、兵丁如有曠誤、由該大臣責革。

(59) 『光緒宣統兩朝上諭檔』第二五冊一三九、和碩禮親王世鐸等、光緒一五年正月二九日、光緒一五年火班章程第八條

一。各門值班官兵宜遵旧章遇事聽調也。查例載、午門等十四處、值班護軍遇事、不准派撥。其左翼門等二十三處、護軍如遇有事、每

處撥派護軍二名、由值班章京統帶內務府朱車三十二處、各撥派坡甲二名、由值班驍騎校統帶。今擬仍遵旧例撥派、均歸統率大臣督率、俾有遵循。

(60) 『光緒宣統兩朝上諭檔』第一五冊一三九、和碩札親王世鐸等、光緒一五年正月二十九日、光緒一五年火班章程第二條

一。激桶器具均宜添置也。查旧設激桶制樣稍小、原不甚適用、又加以年久失修、間有損壞、一切器具諸多不齊。今擬做照水會局規模、採買頭号洋激桶四架・二号四架・号衣三百二十件・長杆号灯三十二枝・提杆小灯一百六十箇・催水旗八十杆・隨上油水筐八十副・另備水筐一百二十副・長短木梯各四架・長杆水管籬八十副・抬水筐籬八分・鉄矛八副・撓鈎二十杆・柳籬八十箇・鉄鋸八副・鋸頭二十把・以備応用。並於附近值班處所、由內務府揀選房間數處、作為存儲之所、如有殘缺、隨時呈報、由內務府派員修理。

(61) 『光緒宣統兩朝上諭檔』第一五冊一三九、和碩札親王世鐸等、光緒一五年正月二十九日、光緒一五年火班章程第七條

一。各處吉祥缸、宜隨時添水也。禁城內原設吉祥缸、向分冬夏、隨時添水。查宮內吉祥缸、閱防衙門內管領、尚遵循旧制、率領蘇拉、進內添水、惟三殿以前外圍吉祥缸、因年久廢弛、多不上水。擬自定章以後、除內圍仍遵旧制、歸閱防衙門督飭添水外、其外圍各缸、即責成新設之激桶處蘇拉、於每日輪流按處、將水添足、並派司員四員、五日一查。

本稿はJSPS科研費一八H〇〇七〇の資助による研究成果の一部である。